

この制度は、プライトが取扱うカワサキ製輸入二輪車（新車）に限定した盗難補償制度です。

1 補償内容

- (1) カワサキライダーズクラブKAZE会員の皆様ご購入し加入申込されたプライトが取扱うカワサキ製輸入二輪車（加入依頼書に記載された二輪車）が、エンジンロック（エンジンを停止し、エンジンキーを抜いた状態）、ハンドルロックおよびホイールロック（U字型ロック、ディスクロック等）のすべてが施錠されている間に行われた盗難により損害（部品、パーツ等の盗難による一部分のみの損害は補償の対象ではありません。）を受け、以下の①または②に該当する場合に、補償の対象となります。
- ①盗難を警察に届け出てから、1ヶ月を経過しても発見されなかった場合
 ②盗難を警察に届け出てから、1ヶ月以内に発見されたが、全損（修理不能または修理に保険価額（※1）以上の費用がかかる場合）となった場合
 補償は保険価額から免責金額を控除した額を保険金としてお支払いすることで行います。（※2）
 （※1）保険価額とは…補償開始後1年未満は購入時の車両本体価格、補償開始後1年以上2年未満は購入時の車両本体価格の90%、補償開始後2年以上3年未満は購入時の車両本体価格の80%となります。
 （※2）免責金額とは…車両本体価格（消費税込み）の10%（千円単位に四捨五入）

【ご負担いただく額】

損害が発生した時	ご負担いただく額
補償開始後1年未満	購入時の車両本体価格の10%（千円単位に四捨五入）
補償開始後1年以上2年未満	購入時の車両本体価格の10%（千円単位に四捨五入）+ 車両本体価格の10%
補償開始後2年以上3年未満	購入時の車両本体価格の10%（千円単位に四捨五入）+ 車両本体価格の20%

ただし、損害が発生した時において未修理の損傷がある等の事情により、保険の対象の実際の価額が保険価額よりも著しく低い場合は、損害発生直前の保険の対象の状況を考慮して決定した価額を保険価額とします。

- (2) 対象とならない主な事項（以下の事由によって生じた損害は補償の対象となりません。）
- ① 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ② ①に掲げる者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ③ 被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ⑥ 水災によって生じた損害 ⑦ 保険の対象が日本国外にある間に生じた損害 等

加入できる二輪車	加入できない二輪車
プライトが取扱う輸入二輪車の新車（登録後2ヶ月以内の二輪車）	・左記以外の二輪車、中古車、競技用車両、輸入車 ・この保険により提供された二輪車

※プライトが取扱う輸入二輪車かどうかはご購入いただきましたプライト取扱店または㈱プライトまでお問合わせ下さい。
 ※尚、プライトの輸入の都合により、一部特定の車種については盗難補償制度の対象外となりますので予めご了承ください。
 ※この制度の対象は二輪車本体（標準装備品を含む）とし、オプション（装飾品、車両本体以外の物）を除きます。

2 事故が起きた場合

- (1) 1. 警察へ盗難届を出して下さい。（その際に必ず受理番号をご確認下さい）
 2. ただちに㈱カワサキライフコーポレーションへ、事故状況と盗難届の受理番号をご連絡下さい。
 3. 警察への届出後1ヶ月を経過し且つ、発見されていない場合、当該二輪車の盗難による廃車手続きをして下さい。
 4. 東京海上日動火災保険㈱より、必要書類（事故状況報告書）をご送付致します。
 5. 必要事項をご記入ご捺印のうえ、盗難車のメインキー、スペアキー（ホイールロックに係るキーを含む）および廃車証明書、自賠責解約異動書類（写）と共に東京海上日動火災保険㈱へ必要書類をご返送下さい。
 6. 保険金請求のお手続きが完了すると、保険価額から免責金額を差し引いた金額をお客様の口座にお振込いたします。
 保険金請求権には、時効（3年）がありますので、ご注意ください。
- (2) 盗難車が発見された場合
 遅滞なく警察および㈱カワサキライフコーポレーションへご連絡下さい。この場合の取り扱いは以下のとおりです。
1. 警察へ届け出後1ヶ月を経過しますと盗難補償請求のお手続きをしていただきます。ただし、届け出後1ヶ月を経過してから盗難補償として保険金が支払われる前に盗難車が発見された場合は、発見車両を引受保険会社が引き取ったうえで、上記(1)4～6により保険金をお支払いします。
 ※発見された盗難車を加入者の方が保持される場合は、保険金のお支払いはできません。（補修修理代もお支払いできません）
 警察へ届け出後1ヶ月以内に盗難車が発見された場合でも、修理費が保険価額を上回ると引受保険会社が判断した場合には、全損とみなし上記(1)4～6により、原則として保険金をお支払いします。
2. 盗難補償として保険金が支払われた後に盗難車が発見された場合、その盗難車は制度運営のため㈱プライトが契約を結ぶ引受保険会社の所有となります。

3 保険料

新車登録日から2ヶ月（郵便振替日附印押印日）を経過したお申し込みはお引き受けできませんのでご注意ください。また、お申し込み後の補償期間の変更もできません。

車両本体価格（税込み価格）	保 険 料		
	以上 未満	1年補償	2年補償
200,000円 ~ 400,000円	8,100円	15,390円	21,870円
400,000円 ~ 600,000円	13,500円	25,650円	36,450円
600,000円 ~ 800,000円	18,900円	35,910円	51,030円
800,000円 ~ 1,000,000円	24,300円	46,170円	65,610円
1,000,000円 ~ 1,200,000円	29,700円	56,430円	80,190円
1,200,000円 ~ 1,400,000円	35,100円	66,690円	94,770円
1,400,000円 ~ 1,600,000円	40,500円	76,950円	109,350円
1,600,000円 ~ 1,800,000円	45,900円	87,210円	123,930円
1,800,000円 ~ 2,000,000円	51,300円	97,470円	138,510円
2,000,000円 ~ 2,200,000円	56,700円	107,730円	153,090円
2,200,000円 ~ 2,400,000円	62,100円	117,990円	167,670円
2,400,000円 ~ 2,600,000円	67,500円	128,250円	182,250円
2,600,000円 ~ 2,800,000円	72,900円	138,510円	196,830円
2,800,000円 ~ 3,000,000円	78,300円	148,770円	211,410円
3,000,000円 ~ 3,200,000円	83,700円	159,030円	225,990円
3,200,000円 ~ 3,400,000円	89,100円	169,290円	240,570円
3,400,000円 ~ 3,600,000円	94,500円	179,550円	255,150円
3,600,000円 ~ 3,800,000円	99,900円	189,810円	269,730円

本体価格がおわかりにならない方は、お買い求めのプライト取扱店もしくは KAZE盗難補償制度係までお問い合わせ下さい。

車両本体価格
 （標準装備品を含みオプション装備品は含まないメーカー希望小売価格に消費税を加えたものをいいます。）

4 お申し込み方法 加入依頼書に必要事項（記入例ご参照）を記入のうえ、郵便局にて手続きをおとり下さい。

02 大阪		払 込 取 扱 票		通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号		金額		千 百 十 万 千 百 十 円	
0 0 9 9 0 3 1 3 4 3 4 0		7 6 9 5 0			
加入者名		料 金		備 考	
株式会社カワサキライフコーポレーション KAZE盗難補償制度（プライト扱い）					
加入依頼日		加入依頼書		（2021.03.01申込み分まで有効）	
令和 2 年 4 月 15 日		KAZE盗難補償制度（プライト扱い）			
住所		車種		Ninja ZX-14R	
〒105-8501 神戸市中央区1-1		カワサキ製二輪車			
ご加入者氏名		登録番号（プレートNo.）		神戸か12-34	
神戸 一郎（自署）		KAZE会員番号		JKBZXT40EFA 012345	
TEL		購入店		●●モーターズ	
KAZE会員番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9		登録日		令和 2 年 4 月 1 日	
保 険 料		76,950 円			
1,420,000 円		3年			
補償期間		登録日			
1,420,000 円		令和 2 年 4 月 1 日			
通 信 欄		日 付		印	
各欄の※印欄は、ご依頼人において記載してください。					
裏面の注意事項をお読みください。（ゆうちょ銀行）（承認番号 大第30025号）					
これより下部には何も記入しないでください。					

◆重要・必ずお読みください◆

この払込取扱票は KAZE盗難補償制度（プライト扱い）への正式な加入申込書となります。太枠内に1カ所でも記入漏れや記入誤りがありますと受理できませんのでご了承ください。その場合、加入証の作成ができない、または発送が遅れることがありますのでご了承下さい。

5 ご注意

- 補償期間は加入依頼書(払込取扱票)に押印された郵便局の日附印押印日の翌日午前0時より郵便局の日附印押印日翌日の翌年当日午後4時までとなります。2年補償の場合は2年後の当日午後4時、3年補償の場合は3年後の当日午後4時までとなります。ご継続はできませんのでご注意ください。
- 加入者証のお届けは、加入月の約3ヶ月後となりますので、それまでは郵便振替の払込票兼受領証が補償制度の加入の証となります。尚、加入者証が届きましたら裏面に契約に関する重要事項の記載が有りますので必ずご覧下さい。
- 補償期間中に車両の譲渡、廃車(買い替えの場合も含む)を行った場合はこの補償制度の対象外となり、その事実が発生した時にこの補償は失効します。また、補償期間中にKAZE会員を脱退されると補償できませんのでご注意ください。
- この補償制度により保険金を受け取られた場合、補償は終了致します。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
 - ・他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
 - ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合
 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ご加入後に住所等を変更した場合は、事前に下記「お問い合わせ先」(株)カワサキライフコーポレーションにご連絡下さい。
- 法人の加入はできません。車検証及び軽自動車届出済証等の使用者欄が法人の場合も加入できません。
- 新車登録日より2ヶ月を経過した場合(郵便振替日附印押印日が登録日の2ヶ月後当日を超える場合)は加入できません。
- 加入依頼書に★が付された事項は、ご加入に関する重要事項(告知事項)です。ご加入時に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金のお支払いができないことがありますので、ご注意ください。
- 補償制度の運営にあたって東京海上日動火災保険(株)の動産総合保険を利用しております。この動産総合保険は(株)ブライスを保険契約者とし、加入依頼のあったカワサキ製輸入二輪車購入者を被保険者とする動産総合保険(二輪車盗難商品付帯契約特約条項、二輪車盗難中のみ担保特約条項等セット)契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解除する権利等は(株)ブライスが有します。このパンフレットは動産総合保険の概要を説明したものです。詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)の担当営業課にお問い合わせ下さい。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、或いは、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
 - ※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。
 - <重大事由による解除について>
 - 以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。
 - ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
 - ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会勢力に該当すると認められた場合
 - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺的行為があった場合 等
- この保険契約は、以下の保険会社による共同保険契約であり、東京海上日動火災保険(株)が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、以下の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
 - <引受保険会社>幹事保険会社：東京海上日動火災保険(株)(引受割合90%)、非幹事保険会社：損害保険ジャパン日本興亜(株)(引受割合10%)

■個人情報の取り扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

■補償の重複に関するご注意

- ・補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- ・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

【お問い合わせ先】

・お申し込みの場合は

株式会社ブライト内
KAZE盗難補償制度係
 神戸市中央区栄町通2丁目2番2号
 TEL 078-326-6515

・KAZEについてのお問い合わせは

(株)カワサキモーターズジャパン KAZEフリーコール 0120-100819
 受付時間：月～金曜日 [9時～12時 13時～17時] (祝日・規定休日除く)

・万一事故が起きた場合は/その他補償に関するお問い合わせは

<取扱代理店>

(株)カワサキライフコーポレーション
 神戸営業所
 神戸市中央区東川崎町3-1-1
 TEL 078-682-5479

<引受保険会社>

東京海上日動火災保険(株)(幹事)
 担当課：神戸支店営業第二課
 神戸市中央区海岸通7丁目第2神港ビル
 TEL 078-333-7225
 損害保険ジャパン日本興亜(株)(非幹事)

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808
 (通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
 受付時間：平日午前9時15分～午後5時
 (土・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)
 (2020年1月作成) 19-T05941

2020.03.01～2021.03.01補償開始分まで有効



KAZE盗難補償制度(ブライト扱い)